

検討の背景と論点

第5回特定外来生物等専門家会合(8月5日)においては、第二次指定の候補種として42種類の特定外来生物を候補として抽出した。

専門家会合の後実施したパブリックコメントで、アシナガキアリ、ツヤオオズアリの2種について、今回の指定を見送るべきとの意見及び関連する情報が複数提出された。

これを受け、これらの種の指定の適否について専門家会合で再度検討を行うこととし、専門家会合(全体会合)委員に対し、特定外来生物等専門家グループ会合(昆虫類等陸生節足動物グループ)において、再度検討を行うことについて文書で意見照会し、了承を得た。

検討結果については、年内に開催予定の第6回特定外来生物専門家会合(全体会合)に報告し、最終的な結論を得ることとする。

1. 意見の内容

[意見提出者：辻瑞樹（琉球大学教授）、東正剛（北海道大学教授）、伊藤文紀（香川大学教授）／緒方一夫（九州大学教授）]

- ・指定はひとまず見送り、今後の生態や分布拡大に関する研究・調査結果を待つてから慎重に判断するのが賢明と思われる。
- ・本2種を含めた外来アリ類の総合的な研究を行っており、その成果を待って指定してもよいのではないか。

指摘の内容は、以下の3点に集約される。

1. 両種は、比較的長い間南西諸島に定着しているが、これらは自然分布である（意図的又は非意図的に海外から持ち込まれた生物ではない）可能性がある。
2. 両種は、南西諸島の分布域においては、自然林の内部には分布していないことから、我が国では生態系に著しい被害を与えない可能性がある。
3. 本種の移動や飼養の規制は、地域の経済活動や本種の研究に大きな支障を及ぼす可能性がある。

このうち、1. 及び2. は専門家会合及び事務局である環境省が予め把握していなかった事実を含む。このため、その根拠及び専門家会合の際に検討の前提とされた知見との間に重要な差異が存在する可能性の2点を明らかにする必要が生じた。

2. 2種のアリに係る知見について

当初、第二次指定の検討において選定候補と判断した理由

(1) 外来生物であるかどうかについて

- ①アシナガキアリ：中国原産説とアフリカ原産説があるが、他の同じ属の種が全てアフリカ原産であることなどをもとに、アジアでは外来種であると判断した
- ②ツヤオオズアリ：アフリカ原産説が海外の研究者により提唱されていること、我が国における記録が比較的最近（1973年）であることから外来種であると判断

(2) 我が国で被害をもたらすおそれがあるかどうかについて

両種とも IUCN の「世界の侵略的外来種ワースト100」に掲載され、海外の島嶼等で大きな被害を及ぼしていることから、我が国の無脊椎動物や鳥類の繁殖にも大きな影響を与えるおそれがあると予測した。

パブリックコメントとの関係

パブリックコメントにおける以下の指摘は、事務局が把握をしていなかった未公表の情報を含み、重要な科学的情見である可能性がある。

(1) 外来生物であるかどうかについて

- ・原産地に関する議論はまだ検討の余地がある。
- ・日本の研究者グループがDNAによる系統地理解析を予定している。

(2) 我が国で被害をもたらすおそれがあるかどうかについて

- ・やんばる地域等沖縄では、自然林の内部に両種が侵入できていない。
- ・自然林に侵入できない原因としてアリに寄生するダニの影響の可能性なども示唆されている。

3. 「特定外来生物被害防止基本方針」における関連事項の抜粋

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

背景

(省略) ~

ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）を越えて存在することとなる生物は一般的に外来生物と呼ばれ、このような生物による生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題は、一般的に外来生物の問題として認識されている。国際的にも生物多様性条約第8条(h)において、侵略的な外来生物への対応の必要性が位置付けられ、予防的な観点に立って、侵入の防止、早期発見・早期対応、防除（影響緩和）を図ることが重要であるとされている。

これらの外来生物の問題のうち、海外から我が国に人為によって意図的・非意図的に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下、単に「外来生物」という。）による我が国の生態系、人の生命・身体又は農林水産業（以下「生態系等」という。）に係る被害を防止することを目的として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「本法」という。）が制定されている。

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

1 選定の前提

ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、概ね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象とする。

2 被害の判定の考え方

(1) 被害の判定

特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。

ア 生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、①在来生物の捕食、②生息地若しくは生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐、③植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

イ～ウ (省略)

(2) 被害の判定に活用する知見の考え方

被害の判定に際しては、次の知見を活用し、特定外来生物の選定を進める。

ア 生態系等に係る被害又はそのおそれに関する国内の科学的知見を活用する

なお、被害のおそれに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用するものとする。

イ　国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがあるという科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地形等の自然環境の状況や社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合に活用するものとする。

3 選定の際の考慮事項

特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に、外来生物の生態的特性や被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性など特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、隨時選定していくものとする。

第5 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

5 その他

(1) 非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方

人体や物資に付着あるいは物資に混入するなどして持ち込まれる特定外来生物のうち、輸入、飼養等その他の取扱いの意思なくなされる導入については、本法の直接的な規制の対象とはならない。しかし、このような場合でも、生態系等への被害が生じるおそれがあれば防除等の対応が必要な場合がある。このため、特定外来生物の非意図的な導入についても、主務大臣は関係者と調整をして導入経路や存在状況の把握に努め、被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、必要に応じ防除等の措置を探る。